

○令和2年度における新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学生の身分等に関する特別措置について

〔 令和2年5月28日  
学 長 決 定 〕  
改正 令和2年9月24日

令和2年度における新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学生の身分等に関する特別措置について

(目的)

- 1 この決定は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、保護者等の経済状況が悪化したこと、十分な学修環境の確保が困難となったこと、留学生の渡日又は学生の帰国若しくは留学が困難となったこと等の事由により、学生が様々な不利益を被る可能性があることに鑑み、令和2年度における学生の身分等に関する法人規則等の特別措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(休学に関する特別措置)

- 2 学生から、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事由により、休学の願出があった場合は、学群、学術院又はグローバル教育院（以下「教育組織」という。）の長が認めたときに限り、令和2年4月1日以降の学期の始め又は途中で遡って、休学を許可することができるものとする。この場合における休学期間は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号）第48条第2項及び筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号）第54条第2項に規定する休学期間には、算入しない。
- 3 前項の規定により休学を許可された学生から、休学の取消しの願出があった場合は、教育組織の長が認めたときに限り、当該休学の全部又は一部を取り消し、復学させることができるものとする。
- 4 留学を目的として休学を許可された学生から、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で留学が困難となったことにより、休学の取消しの願出があった場合は、教育組織の長が認めたときに限り、当該休学の全部又は一部を取り消し、復学させることができるものとする。
- 5 前2項の規定により復学を許可された学生であって休学を遡って取り消された期間があるものについては、当該期間に係る授業料を納付しなければならない。

(長期履修に関する特別措置)

- 6 学生から、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事由により、長期履修の申請があった場合は、学期の区分に応じて教育組織の長が認めた期間に限り、長期履修を許可することができるものとする。最終年次の学生についても同様とする。

(在学年限に関する特別措置)

- 7 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事由により、在学年限を超える見込みである学生から、

在学年限の延長の申出があった場合は、教育組織の長が認めた期間に限り、在学年限を延長することができるものとする。

(入学時期に関する特別措置)

- 8 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事由により、学生(入学を許可された者を含む。)から、入学時期を変更したい旨の申出があった場合であって教育組織の長が認めたとき又は教育組織の長が必要であると認めるときに限り、原則として10月1日又は当該日の属する年の翌年4月1日に、入学時期を変更することができるものとする。

(入学科及び授業料の免除、徴収猶予等に関する特別措置)

- 9 授業料の納付時期は、第1期に係るものにあつては8月、第2期に係るものにあつては12月とする。
- 10 第2項前段の規定により許可された休学期間に係る授業料は、1月を単位として免除するものとする。
- 11 学生から、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事由により、やむを得ず退学する旨の願出があった場合は、令和2年度に入学した者にあつては入学科及び当該願出のあった日の属する期に係る授業料の全額を、令和2年度より前に入学した者にあつては当該願出のあった日の属する期に係る授業料の全額を、それぞれ免除することができるものとする。ただし、願出のあった日の属する期が、退学を許可された日の属する期と異なる場合においては、それぞれの期に係る授業料を免除することができるものとする。
- 12 科目等履修生及び研究生から、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事由により、授業科目の単位認定前にやむを得ず履修又は研究を取りやめる旨の申出があった場合は、入学科及び当該申出のあった日の属する期に係る授業料の全額を免除することができるものとする。
- 13 学生から、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事由により、納付時期までに入学科又は授業料の納付が困難である旨の申請があった場合は、第1期に係る授業料にあつては9月末日まで、入学科及び第2期に係る授業料にあつては2月末日まで、その徴収を猶予することができるものとする。

附 記

(施行期日)

- 1 この決定は、令和2年5月28日から実施する。

(経過措置)

- 2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則(令和元年法人規則第15号)附則第3条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科の学生については、この決定を準用する。この場合において、第2項中「学群、学術院又はグローバル教育院」とあるのは「学群、学術院、グローバル教育院又は研究科」と読み替えて適用する。

附 記(令2.9.24)

この決定は、令和2年9月24日から実施する。